

議 会 第 4 号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年6月28日

提出者 新発田市議会総務常任委員会
委員長 小 柳 肇

新発田市議会議長 比 企 広 正 様

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た昨年7月7日、核兵器禁止条約が国連本部において採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められます。

さらに、昨年12月、ノーベル平和賞が核兵器廃絶を訴えてきたNGO団体ICANに授与され、被爆者も受賞演説を行いました。このことは、国連での多数派というだけでなく、広く国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がっていること、これからも広がることを示しています。

よって、本新発田市議会は、国に対し下記のことを求めます。

記

- 1 政府は核兵器禁止条約をすみやかに調印すること。
- 2 それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合及び再検討会に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)

内閣総理大臣 安倍晋三様
外務大臣 河野太郎様